

■補助事業実施後の状態がわかる写真について

- 一件あたり単価が 10 万円以上の発注（委託）の場合、「補助事業実施後の状態がわかる写真」が必要となります。機器代＋設置工事等で 10 万円以上となる場合も該当します。
- 写真につきましては、交付申請事に提出いただいた「補助事業実施前の状態がわかる写真」と対比できるように、できるだけ同じ状況（撮影位置や撮影の方向など）で撮影をしてください。
- これから設置工事等に着手する場合は、見積書や契約書・発注書等に記載がある補助対象となる設備機器や各種物品等（以下、「機器等」という）のすべてを 1 枚に収めた写真も添付してください。
- その上で、それぞれの機器等の購入・設置状況がわかる写真をご準備ください。（1つの機器等にあたり複数枚添付可）
- 例えば、室内に設置する機器等の場合は、以下のような写真をご準備ください。
 - ①設置した場所がわかるように周辺も含めて撮影した写真
 - ②設置した機器等の全体がはっきりわかる写真
 - ③機器等の名称や品番等が判別できる写真